

佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第15号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(フロン類の排出抑制)</p> <p><b>第7条</b> フロン類（<u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。</u>以下同じ。）を使用する機器で規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の整備又は修理を業として行う者は、特定機器の整備又は修理を行うときは、フロン類の大気中への排出を防止するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(フロン類の排出抑制)</p> <p><b>第7条</b> フロン類（<u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。</u>以下同じ。）を使用する機器で規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の整備又は修理を業として行う者は、特定機器の整備又は修理を行うときは、フロン類の大気中への排出を防止するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。